

水道料金等のスマートフォン決済の実施について

1 概要

これまで、水道料金等については、窓口納付やコンビニ納付などで対応してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響や国のキャッシュレス決済の普及促進を受け、PayPay等を利用したスマートフォン決済について、令和3年4月から実施するもの。

スマートフォン決済

スマホアプリ「PayPay」等を使って支払いするキャッシュレス決済のこと。納入通知書等に記載のコンビニ納付用バーコードをスマホで読み取り、登録した銀行口座などから支払いするもの。

2 実施科目

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料、特定地域生活排水処理施設使用料

(参考)

個人市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料も同時期に実施。

3 効果および経費

(1) お客様の利便性

夜間・休日、365日・24時間、いつでも・どこでも、利用者が手数料無料で納付可能。

(2) 導入経費および運用経費

ア 導入経費は不要（利用者はPayPay等のスマホアプリを使用）。

イ 運用経費は利用実績に基づくコンビニ納付と同額の局負担の手数料のみであり、利便性向上による収納率増の効果も期待できる。

導入経費（税込）		令和3年度運用経費見込み額（税込）：年額	
金額	内訳	件数/年	金額
0円	コンビニ納付の仕組みを活用することでシステム改修不要	2,200件	121千円

4 スマートフォン決済が可能なスマホアプリ

利用可能なスマホアプリについては次のとおりである。

「PayPay」、「LINE Pay」、「au PAY」、「PayB」、「楽天銀行」、「銀行Pay」

5 課題と対応

スマートフォン決済の場合、領収書が手元に残らないため、広報あきた等でその旨十分周知する。

6 スケジュール

令和3年2～3月 広報あきた(2月5日号および3月5日号)で周知予定
秋田市ホームページで周知
令和3年4月 実施開始

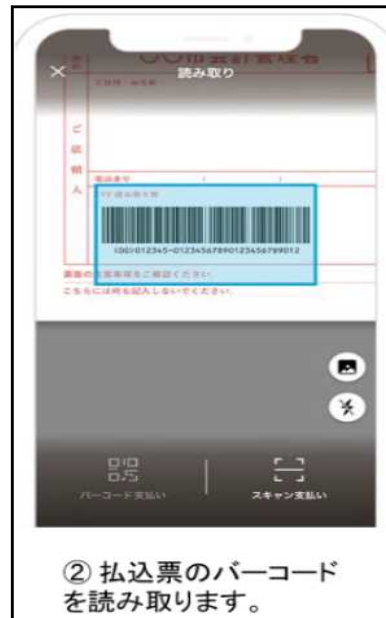
参考：支払いイメージ図 (PayPayの場合)



①



②



③



④

